

座長の選出について

資料 5

座長は、堺市北区政策会議開催要綱に基づき、構成員の互選により定めることとなっています。

① **資料 1-1**の構成員名簿より、1名を選び、別紙回答シートにご記入ください。

② ①により推薦された者が複数人となった場合、①で推薦された者の中で推薦人が多い者を選出することについて、ご意見をお聞かせください。

上記について承認されない場合、他の選出方法について、ご記入ください。

堺市北区政策会議開催要綱（抜粋）

5 座 長

- (1) 区政策会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 区政策会議の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。